

## 社会福祉援助実践をめぐる二、三の考察

センター長 (学長) 石井 哲夫

最近研究助成を受ける際に、その研究規約事項として「実践に役立つ研究」を求めるといふ条項が目につく事が多い。長年実践研究を行ってきたものとして、なかなか自分の研究も、この規約に対して添えていなかったことを、内心申し訳無く思っている。そこで今回、今までの自分の研究経験から気づいたことや、考えてきたことを若干まとめてみた。

### 1. 科学的という研究方法

心理学は自然科学の手法を取り込む努力をしてきた。精神分析学とは異なる行動分析理論が展開されてきている。精神分析が非科学的で、行動分析が科学的という考えが強くなってきたが、科学と実践との因果関係は単純ではない。観察可能な事柄と観察不可能な事柄と分けて、前者が科学的で、後者が非科学的という意見もあるが、一概に言えないことである。それは心理学の対象を考える場合、それが観察という直接体験で、方法論的には規定される部分があったとしても、すべてがきちんと観察されうると限定されるものではない。心理学的事象は、観察不可能な内的な因果関係に関わる意味によって生じてくることがある。もちろん目に見えるそれらの結果を比較して、その法則を求めることは可能であろうが、それは事態、状況の変化を注目しているものにすぎず、そこにいる「ヒト」に注目した研究ではない。事態、状況を発生させている「ヒト」の内的変化の意味が求められてくる臨床的な実践には不十分な研究と考えられている。

保育や社会福祉に関わる方法論として、精神分析学による心理学説がいろいろな形に姿を変えても継承され依拠されている。これを非科学的とは切り捨てられない。人間に関わる実践的な仕事には、広く深く「ヒト」に向けられた多様な科学方法論が必要なのである。

「ヒト」は集められて平均されて、理解できうるものではない。どうしても意味的な検討を経なければならない事情におかれることが多く、行動を規定している原因が、ケースとして積み重ねられて初めて何らかの意味にたどり着くことにもなる。意味には社会という枠の中で自分だけ見ることが基準となって、自己規制が行われてくるから、その規制を心得た上で、これをどのように活用したり、あるいは受け入れながら、有効な援助実践を行うことが出来るかを探ることになる。このような実践に応えられる科学的研究法の開発が出来ないからといって、社会福祉の学問を停滞させるわけにはいかない。

実践を通して見えてくる諸事象を冷静に思考し、必要な意味を見出し、その援助や技術を創出して、実証しながらこれを改善していくことも科学的研究といえるのである。

## 2. システムとケア

社会福祉方法論でも、その援助という実践が「ヒト」に関わることから、精神分析に依拠していると感じられる。しかしそれだけでは社会福祉固有の方法論たり得ない。したがって、社会学からシステム論が導入され、社会的規定部分に注視されるようになってきている。そこからケアシステムという操作的な援助過程が創出され、社会福祉方法論の主流となりつつある。このケアシステムの操作は「ヒト」の安心や満足を評価しながら行われていくという科学的説明がなされるが、「ヒト」の生きる価値に対しては、評価しにくいものとして、一線を画しやすい。多くのケア方法論が、システム論によって衣替えさせられた時から、「ヒト」の生きる意味論は後退してきている。辛うじて「自己実現」という言葉が残されているが、過剰な自己規制を変えるケアは注目されにくい。

自己実現とは、マズローの「欲求の五階層説」の自己実現の欲求による概念である。すなわち、人間が本来持っている潜在的な可能性を現実化しようという欲求である。あるいは、真に自分自身であろうとする欲求であり、好奇心を満たし、美を求める欲求、他者に奉仕をする欲求である。人間が究極的に求める欲求である。

社会システムは個人の自己実現が、社会の中で総合的に網羅されるような工夫が積み重ねられた社会的な仕組みとして考える一方、歴史的に文化として出来上がっている社会システムに沿って社会生活が展開され、個人への生活に一定の規則に従うことを求めていく事を要求している規制的仕組みとしてもとらえられている。

時代の趨勢を顧みて、それが一方的に為政者から改革を強いられたり、求められたりしてきたことがわかるが、また個人から発する要求が為政者を動かしていくような仕組みも工夫されてきている。つまり、社会システムを考えるに当たり、それが、個人との関係で有利に展開していくものであるかを考える立場が必要になってきているのである。

つまり社会的な生活システムには、個人的なケアを取り入れた社会福祉援助システムが必要であり、さらにこれからはみ出るものへの個別的ケアが考えられてくるわけである。システムとケアは相補的性質を持たせられなければ、社会問題が多発するであろう。

## 3. 社会福祉援助実践研究メモ

社会福祉援助のシステム改革が始められている。すなわち措置制度から契約制度への制度の転換が行われている。この改革の基本は社会福祉を改革できない聖域と考えないと言うことで、我が国の経済機構の構造改革の一環として組み込まれているという考えによることである。

経済機構の仕組みは、中央政府に集約されてきた経済負担を地方分権によって、地方分担としたり、国営の諸事業の民営化を促進することである。

社会福祉事業に関しては、国が民間社会福祉事業も含めて財政援助を行っている根拠は、

憲法第25条の国民の生存権保障からである。すなわち

**憲法第25条 【生存権 国の生存権保障義務】**

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

① 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この生存権による国の義務は、多様なシステムを考案し実施することは許されても、現にこの権利が認められていないものに対しては、新たな対応が求められてくる。例えばホームレスが凍死した事件が起きて、それは本人が望んで生活していたことであるから、国の責任がないということは一概に言えない。その生活を保護し向上させるための施策が不十分と言われても致し方ないのである。もちろん生活保護という国際的にも優れた水準の高い生活保障の制度があるが、それを利用しない人たちに対して、個別的にケアを行うにも限度があるということである。社会システムは多くの関係者によって漸次発展してきているが、基本的には、個人を支える家庭が大きく変貌したのみならず、地域住民の地域社会意識や相互扶助の体制の劣化が、戦後から今日まであまり改善されず、新たに対処が必要な問題も多発しているのである。

たとえば、日常生活に必要な物資は、大型のスーパーマーケットで一括購入されるようになってきたので、かつての近所の商店街で、頻繁な売り手と買い手の直接交流がなされたり、近所の人たちが出会ったりして、そこから多様な人間関係が展開されていた状況が、一変して、個人生活が分離的に営まれる傾向が強まってきたということがある。つまり家庭生活を営む上で多様な役割を持っていた近隣の人脈網が無くなってきたことを意味している。

従って新たな社会福祉システムの開発に当たっても、こういう家族や、地域住民の自立や相互扶助を求めることになってくることも当然であろう。

ただ心得ておかなければならないことは、昔のようなシステムを作り出すことは不可能であって、新たな社会福祉援助システムには、職業として関わるソーシャルワーカーが地域生活や個人の家庭生活、さらには個人に至るまで、多様な形で関わる必要があるといわれている。もちろん基盤としての地域の人間関係の促進を図りながらも、不足している介護、療育、保育などの社会福祉援助の専門性が必要な時代となってきたのである。

その理由の最たるものは、失われてきている人間関係の絆を人工的に回復するための専門性が必要だからである。嘗ては当然と思われていた家族介護も家庭保育も、さらには障害者を受け入れる地域も失われてきている。そこで作られてきたシステムを変えながらも適切なケアを行う資質という専門性は、どのような学問基盤や養成条件によって達成可能となるものであろうか。